

日本におけるPTAの歴史（その一）

藤 田 秀 雄

まえがき

この小論は、戦後、アメリカ占領軍の指導のもとに、全国につくられたPTA（父母と先生の会、関西では育友会）の歴史である。「日本におけるPTA」としたのは、PTAの全国組織である「日本PTA」の歴史ではないからである。

一九五七年、東大とスタンフォード大学との協力によって、東大に、教育改革研究会が発足した。これは、日本の戦後教育改革を全面的に検討するために設けられたものである。わたしは、この研究の社会教育の領域の助手として、海後宗臣先生のご指導のもとに、資料収集・整理の仕事をおこなった。その活動の一項目として、PTAの歴史研究があり、小さな新聞記事に至るまで、日本にある資料をできるかぎり収集した。また、それを整理して、素稿の形でまとめておいた。そして、その一部は、『社会教育』（『戦後日本の教育改革』第一〇巻、東大出版会刊）の第一章から第三章のなかに記述した。この小論は、その当時の素稿に手を加えたものである。

PTAに関する単行本は多数出版されている。しかし、そのほとんどは、PTA役員向きの啓蒙書であって、実証

的な研究書は皆無に近いといつてよいであろう。PTAの歴史研究をまとめたものはまったくない。そこで、わたしかつての研究を、いつまでも私物化せず、印刷して、多くの同僚研究者に読んでいただくことが研究者としての責任であろうし、お世話になった海後先生にむくいる道でもあらうと考えたしだいである。

全国のPTA会員数は、約一九七七万人にのぼる（一九八〇年五月現在⁽¹⁾）。PTAは、日本における成人の最大の組織である。それだけに発足当初から、権力によって利用され、ゆがめられてきた。そして、戦後教育に大きな力を及ぼしてきた。PTAをしらべていくと、PTAの歴史を語らずに、戦後教育の全貌を明らかにしえないといえる。しかし、今日の時点で、初期PTAの資料をあつめることは至難である。当時かずかずのPTAに関するパンフレットが出た。しかし、そのほとんどが質の悪い紙に印刷されたもので、保存できるようなものではなかったのである。なお、この小論では、占領軍が、アメリカにもちかえった資料は、使っておらず、日本にのこされたものを使っている。いつか、他の研究者によって、その不十分さをおぎなっていたきたいと思っている。

一 PTAの啓蒙・普及活動

アメリカ教育使節団報告書

わが国でPTA結成がはじめて提起されたのは、一九四六年三月のアメリカ教育使節団報告書においてである。

戦前においては、どうであったか。アメリカでは、前世紀の末から母親のみの組織が各地につくられるようになり、やがて、父親と教師が協力して、一九〇八年に「全国母親ならびにPTA協議会」がつくられ、二四年に、National Congress of Parents and Teachersへと発展している。第一次世界大戦前から大戦後にかけて、日本の家庭教育、学校教育関係者が、アメリカのPTA関係者と交流し、PTAに関連する国際会議に出席していた。したがって一部

識者や専門家の間では、古くからPTAは知られていた。しかし、敗戦まで、PTA結成の運動はおこらないままに終わった。PTA結成以前、わが国の各学校ごとにあつたのは、学校後援会や父兄会であり、PTAの理念とはことなるものであつた。

さて、使節団報告書において、PTAに関しべられたのは、つぎのとおりであつた。

Among the duties of the head of the local school system we suggest the following: 6. Encouragement of the organization of parents and teachers to promote child welfare and to improve the educational program.

（第3章 Powers at the local level の章）

The holding of evening classes in schools, the strengthening of parent-teacher associations, and the opening of school buildings for discussions and forums — these are but a few of the services to adult education which could be offered

（第5章まえがき）

すなわち、使節団報告書では、PTAという語もつかわれていると共に、父母と教師の組織（organization）という語もつかわれていた。そしてこれらに対する援助が教育長の任務のひとつであるとされている。また、その強化が成人教育にたいするサービスであるといわれている。さらに、第三章の記述では、PTAを児童福祉推進の組織、教

育計画改善の組織とされていることも注目すべきである。

CIE資料「父母教師会」

一九四六年五月、CIEは文部省に、資料として「父母教師会⁽³⁾」を提供した。ここには「パンフレット製作の参考までに」というサブタイトルがつけられている。当時文部省に啓蒙のためのパンフレットをつくらせようとしていたことがうかがえる。

ここには、アメリカのPTAでは、いかに組織化がおこなわれ、いかに活動しているか、日本のばあいはどうすべきかがかなり詳細にのべられている。また、学校教育に関する親の責任、役割についてものべられている。(なおその訳文は不適切と思われる訳語を使っている部分が多い。原文は不明であるのであやまりかどろかたしをかめるすべがないが、たとえば「父兄」という語も「父母」という語も使われている。)

まず、PTAの意義についてつぎのようにのべられている。「民主的學校秩序に於ては學校管理者及び教師は教育委員に依つて採用されてはいるものの結局學校の管理に關し、父兄及びその他の市民が責任を有している。兒童の成長に對する責任は教師と父母の二者が分擔している。之等兒童生活に於ける二大勢力は能う限り互に補足し合ひ、各兒童特有の才能を伸ばすように協力すべきである。」「父母教師会こそこの種の了解と協力とを増進するに有効な手段である。」(傍点藤田)

すなわち、學校の管理は、最終的には、教育委員会でも教師でもなく、「父兄及びその他の市民が責任」をもっているという。學校教育に關する親ないし、國民の責任がまず提示されている。そして、こういう責任をもつ親と教師が子どもの成長に對する責任をもち、両者が理解しあい協力する場がPTAだというわけである。

では、具体的に、親、および教師の「責任」とは何を指すのだろうか。「父母教師会」の役割を記述した部分に、それがのべられている。すなわち、父母教師会は、一方で、「学校改善のための資金調達」「学校教師が愉快的な社会生活を送るように父母が援助すること」「学校税法の研究」など、教育費に関する責任を果すのと同時に、他方では、「父母、教師両者に依る教課基準の検討」「課外活動の性質の検討、学生（生徒——藤田）自治制度の目的と価値の研究」（傍点藤田）をおこなうようになっていく。つまり、父母教師会は、学校の財政的な問題（外的事項）に責任を負うと同時に、「教課（教科——藤田）基準の検討」のごとき内的事項についても、責任をもつというのである。ここには、親と教師による学校自治の思想があり、それは、いうまでもなく、当時なおつづいていた学校後援会、父兄会の考えかたとは質的にことなるし、今日の国家教育権論にもとづく、国家権力の学校統制の思想にも対立するものである。

なお、父母教師会が学校財政に責任をもつといっても、それは、「学校税法の研究」がふくまれていることから、うかがわれるように、親の寄付や、活動から得られた利益にたよるといふことのみをさすのではなかったのである。しかし、のちに、わが国のPTAは、親の寄付によって、学校教育費の貧困をおぎなうことに期待が寄せられ（俗にいう「キフPA」となり）、学校教育の内的事項に関する責任と権利は、とりあげられるようになっていくのである。

また、この資料「父母教師会」では、「結局学校の管理に関し、父兄及びその他の市民が責任を有している」と書かれてはいるが、「その他の市民」が、「父母教師会」のメンバーとなることは否定している。親以外の加入をみとめるかどうかは、のちのわが国PTAに関して問題になる。それには、PTAの寄付集め活動に地域有力者を加入させておいた方がよいという配慮から問題になる。しかし、ここでは、学校ごとにつくられる「基本単位は一学校の教師と学校在籍児童の父母よりなるグループである」としている。

前記のアメリカ教育使節団報告書では、教育長のPTAに関する役割がのべられていた。しかし、ここでは、それについてふれていない。かわりに、「父母教師会は各学校単位に設けられ、下から盛り上がる力で行われねばならない」と書かれている。さらに「父母教師会は自治団体であって、その希望する計画を実施する自由を保有するものである」とし、PTAの自由が明記されている。この点も、のちのPTAに対する権力的指導・統制に関連して注目すべきことである。

「父母教師会」における親と教師の関係はどうか。親中心の考えが明確に打ち出されている。結成準備の最初の段階では教師の発議によるよう示唆している個所がある。しかし「父母教師会が教師のものになる事は万難を排して避ける必要がある」と、きびしくのべている。さらに、「父母教師会は規約をもっているが、教師が会長、副会長、書記、会計その他の役員になることを禁じている規約が多い」とアメリカの場合を紹介している。

地方組織、全国組織については、こう書かれていた。「基本となる学校別の父母教師会が相当数に出来たら、早速市町村単位、県単位の順序で父母教師協議会を設立し、最後に全国父母教師協議会を設立すべきである。」これにしたがって、のち、わが国では、地方組織が急速につくられ、早くも一九四八年初頭から、有志によるPTAの全国組織結成の動きがでてくる。しかし、それは、のちにのべるようにCIEと文部省によっておさえられるのである。

CIEが、当初から、PTAの力をかりて、教育改革を成功させようと考えていたことはうかがわれる。「父母教師会」の活動として、前記以外に、「男女共学及び学校改組に賛成するような気分の普及」「教育に於ける民主主義的方法の理解を深めること」があげられている。「父母教師会存在の大きな理由は学校の目的、方針、実際に父母によく知らせることである。学校長や教師が父母教師会の会合で最新式の学校方法を父母に知らせるのも一策である」ともいわれている。しかし、実際は教育改革が、占領軍——文部省——地方教育行政機関のすじ道で強力にすすめられ

た。したがって、親は、新教長を理解し、それにしたがう対象とされ、わが国のPTAは、そのための組織として機能していく。それは、前記の親と教師による学校自治の機能を否定するものであった。この「父母教師会」にはこういう重要な矛盾があった。そして、とくに、PTAにおける親は、教育改革による新しい学校の財政的協力者として活動し、PTAは対教員組合組織にしたてられていくのである。

このほかに、父母教師会の活動として、「児童心理、児童発育等の問題」の学習が強調されていること、子どもの学校外活動を展開すること、「児童保護対策の振興」があげられていることも注目すべきことであろう。

文部省等による啓蒙活動の開始

CIEのこの資料提供後、CIEと文部省の担当者間で、PTAに関する意見交換が数次にわたっておこなわれた。その結果、PTAに関する手引書を作成して、各地方に送付することを決定した。⁽⁴⁾ その結果つくられたのが、のちにくわしくのべる参考資料「父母と先生の会」であり、一九四七年三月五日、全国地元長官あてに送られた。

しかし、この間に、文部省や地方教育行政機関はPTA啓蒙活動にのり出した。一九四六年一〇月、文部省は、各都道府県社会教育所管課長会議で、PTAについて説明し、地方における積極的普及を奨励した。⁽⁵⁾

一二月には、アメリカ教育研究会編集による『アメリカ教育』が発刊され、その創刊号に、CIEの資料提供による「合衆国における教師父兄会の活動」という記事がのった。これは、紙のない当時としては、一三ページにわたる長文のもので、アメリカにおけるPTAの紹介であった。東京都は、この創刊号を都下のすべての学校に配布した。⁽⁶⁾

参考資料「父母と先生の会」

一九四七年三月五日、社会教育局長から、各地方長官あてに送付されたこの参考資料は、のちに「教育民主化のため」⁽⁷⁾という副題がつけられて出版されたほどの長文のもので、内容を要約すると、つぎのとおりである。

(1) 子どもたちが正しくすこやかに育っていくために、家庭と学校と社会が結びあう。
(2) そのためには、これまでの父兄会のようなものでなく、父母と教師が平等の立場に立った「父母と先生の会」をつくる必要がある。

(3) 「父母と先生の会」をつくる手続きとしては、父母か先生のいずれかが先に立って、設立の話を出し、十分意見の交換をしたらうで組織化にとりかかる。まず準備会をつくり、これが生徒の父母全部にたいして会員募集をおこなう。会は各学校ごとにつくることとし、地域の実情に応じて班組織をつくる。

(4) 月一回ぐらい集まり、教育問題やその他の社会問題に関する講演会・講習会・討論会をおこなうほか、父母と先生のうちとけた懇談会、慰安会をおこなう。また学校設備の改善等について具体的に計画し行動する。こうして教育についての両親と先生たちの協力が強められるのであるが、政治的色合いとか、一宗一派の宗教的勢力に支配されたり、身分・地位・貧富によって支配されるべきでない。

(5) 経費は会費・事業収入によってまかない、補助会・寄付金にたよるべきではない。

(6) 「父母と先生の会」ができると、つぎのような利益がある。

- ① 学校設備が充実するようになる。
- ② 義務教育をうけるべき子どもがすべて就学するようになる。

- ③ 民主主義の教育が理解できるようになる。
 - ④ 自分たちの知識や教育を身につけられる。
 - ⑤ 児童生徒をよい環境のなかにおくことができる。
 - ⑥ 児童生徒の保護対策をたてる気運が生まれる。
 - ⑦ 先生の生活を保護することに協力できる。
 - ⑧ 先生からいろいろ社会教育に協力してもらえるようになる。
 - ⑨ 保健衛生の状態がよくなる。
 - ⑩ 学校給食をうまく実施できる。
 - ⑪ 学校が美しくなる。
 - ⑫ 児童生徒のために学校外で娯楽のプログラムをつくれる。
 - ⑬ 児童生徒の職業指導に役立つ。
 - ⑭ 父母と先生との間柄が親密になる。
 - ⑮ 会員相互が親しくなって、お互にたすけあう気持がでてくる。
- (7) 「父母と先生の会」は同時に社会を正しくしていくための絶好の組織である。全国父母と先生の会協会ができれば、教育の振興に、さらには社会改良運動に貢献できるであろう。
- この参考資料は、前記CIE資料と多くの部分で共通している。CIE資料の内容を、表現をかえ、一般の親たちにもわかりやすいように解説し、書きあらためたものといってもよい。しかし、重要ないくつかの点で相違している。その第一は、学校管理に関する親の責任の部分のをぞいたことである。これは、PTAの役割のもっとも重要

な、基本的なものを排除したという点で後退であった。そこで、このあとの極東委員会指令で、問題にされ、ふたたび復活される。第二は、親と教師の関係について、親中心の考えが打ち出されていたのをのぞいたことであった。この部分は、ふたたび親側の役割重視の見解が出されることはなかった。そのために、結局は、多くのPTAで、校長など教師側の意向に親たちがしたがうようになり、親と教師との子どもをめぐる率直な話しあいも困難になるのである。

この資料が、全国に配布されたのを契機に、PTA結成は急速にすすんだ。配布直後の四七年三月三十一日、教育基本法、学校教育法が制定公布され、四月、新制中学が発足した。これもPTA結成の機会を与えたということもある。しかし、それにしても、この資料が、わが国PTA発足に与えた力は実に大きなものといわなければならない。ただ、この資料は、全国の都道府県が一樣にそのまま採択したのではなく、占領軍の地元軍政部がこれに手を加え、いろいろな形で地方PTAのひな形がつくられたといわれている。⁽⁸⁾ たしかに、アメリカ占領軍は、PTAに関しては、当初から積極的に指導をおこなった。地方軍政部が、個々のPTAについて、直接指導し、のちにのべるような干渉の事例もあった。その指導、干渉の内容が全国一率でなかったことは、PTAの名称を、関西では「育友会」とよぶようになったことによってもうかがい知ることができる。

日本教育制度改革に関する極東委員会指令

マッカーサーの占領政策を牽制するため、四五年一二月の米英ソ三国外相会議で設立が決定され、翌年の二月に発足した極東委員会⁽⁹⁾は、四七年四年一日「日本教育制度改革に関する極東委員会指令」⁽¹⁰⁾を出し、ここでPTAに言及した。

まず、学校など教育機関と親ないし国民との関係について、つぎのごとくおべている。

第一項に述べられた目的達成に対する保護者並びに国民の個人的責任感を振興すべきである。

可能ならば、彼等は、学校並びに他の教育機関の管理発展並びに活動に参画せしめられるべきである。

ここで「第一項に述べられた目的」とは、この指令の最初にいわれていることであって、真理追究、民主的国家における生活準備、自由に伴なう社会的政治的責任への訓練などである。そして「可能ならば」という条件つきではあるが、「保護者ならびに国民」が教育機関の管理に参加することをすすめている。それは、この指令中に、教育改革が日本人自身の手によって大部分すすめられなければならないといっているのと一体である。アメリカ占領軍主導の教育改革を牽制するため、日本の親や国民の役割を重視し、こういう表現が書きこまれたのではないだろうか。CIEの前記資料にも、これとほぼ同様の表現があった。しかし、前記のようにCIEと文部省がこのような記述をとりぞくようになる。その段階で、極東委員会が教育機関管理への親・国民の役割を重視する見解を打ち出したと理解できよう。

そして、これを具体化するためには、教育民主化に関する国民の認識が高まらなければならない。その点で、極東委員会指令では、PTA結成に期待がかけられているのである。すなわち、つぎのごとくおべられている。

教育関係、教師、父兄会等の結成及び頭の切換えが奨励されなければならない。かくして日本人として民主日本に於ける教育方針の意義深き変革を認識せしめるために、それらの団体の（が——藤田）具体的な教育上の問題を考

察することを奨励せねばならない。

右の文中、「教育関係、教師、父兄会等の結成」は意味が通じない。別の訳⁽¹¹⁾によれば、「教育団体、父母と先生の会の結成」となっており、この訳文でなければならぬであろう。すなわち、教育改革に関する学習組織として、学校の「管理発展」に参加する組織としてPTAが期待されたのである。

地方における啓蒙活動

一九四七年四月からは、一般の父母・教師にたいする啓蒙活動が熱心に展開された。しかもGHQ(CIE)や地方軍政部が主催者として加わり、担当者が、すすんで講師として出席し、指導している。それは、いかに、PTAを占領軍が重視していたかを示すものであった。

神奈川県では、GHQ、東京・神奈川県軍政部、神奈川県の三者共催で、四月八日と十一日、はじめてのPTAに関する講演会、懇談会が開かれた。ここには、各小学校、中学校より校長一名、教師二名、父母代表二名づつが出席した。講演のテーマと講師はつぎのとおりであった。⁽¹²⁾

テーマ

- 一 民主日本における父兄会
- 二 新日本における父兄会
- 三 婦人の責任

講師

メルベルグ大佐、ムーア中佐、ローラー・ポーチャー、ミス・バーカークエイ、ミス・エミリー

東京都においては、CIEのベーカー女史が、四七年五月から四八年三月までの間に、アメリカPTA紹介のため、三〇回近く講演会、討論会に出席している。⁽¹³⁾ また、四七年五月から七月まで、全国九四会場で第一回社会教育研究大会が開かれたが、どの会場でも、PTA問題がとりあげられた。⁽¹⁴⁾ 四七年六月以降、東京都では、毎月一回、小中学校を対象にしたPTAの中央研修会をおこなった。ここには一般参加希望者も加わって、毎回三〇〇名内外があつたといわれる。一般の関心も、いかに高かったかがうかがわれる。都では、このほかに、教育局の担当者を中心にPTA運営をめぐって協議する中央協議会、市郡別の研究会、日米婦人懇談会もおこなわれた。これらには、いずれも軍政部係官が出席した。⁽¹⁵⁾ 四七年一二月には、神奈川県でつぎの資料等があつせん、配給されている。⁽¹⁶⁾

(一) PTA幻燈フィルム（日本教育会提供）

(1) 「父母と先生の会」（二〇場面）

(2) 「アメリカの学校教育」

(二) 理研最新式幻燈機

(三) 「アメリカのPTAとその作り方」

以上は東京、神奈川の事例であるが、他の府県でも、この時期に、同じような活動がすすめられたと推測できる。

PTA会長から公職・教職追放者の排除

文部省は、一九四七年六月三〇日、各知事、直轄学校長あてに「学校後援会父兄会又はこれに類似する団体に関する件」という通牒を出した。これは、同年五月三日の政令第一五号（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件）に基く町内会部落会その他の行為の制限に関する件）により解散すべき団体のなかに、後援会、父兄会はふくまれないが、公・教職追放者がこれらの団体の長になっていることは適當でないというものであった。⁽¹⁷⁾

この通牒について、東京都知事は、文部省に照会している。その第一は、「団体の長」とは副会長も含むかどうかであり、第二は、その他の役員についてはどうかという質問であった。こういう照会があったので、同年八月、学校教育局長はふたたび各知事あて、直轄学校長あてに通牒（「学校後援会父兄会又はこれに類似する団体に関する通牒や疑義に関する件」）を出した。そこでは、追放者が会長以外のものになることはさしつかえないが、実質上その会の会務を掌握する場合は不適當であると考えるところであった。⁽¹⁸⁾

当時、日本の学校の後援会・父兄会は、急速にPTAに切りかえられていた。そこで、これは、實際上、PTAからの追放者排除になったのである。しかしながら、このような通牒が文部省から出されたこと、都から右のような照会がおこなわれたことは、当時いかに、教育の民主化をになうべきPTAが主体性を欠いていたかを示すものであった。

なお、のちにのべる四八年一二月の、CIE顧問ローズ・コロン女史の指導でつくられた「父母と先生の会」参考規約では、第一八条で、「公職追放者や教職不資格者でないもの、昭和二十二年政令第十五号、昭和二十三年政令第六十二号のいずれにも該当しないもので、児童青年を愛し、民主主義と教育とに理解を持っている会員は第六章の規

定にしたがって役員に選挙されることができると定められた。この参考規約は、日本の全PTAの八九・九%が採用したと伝えられているから、これによっても、公・教職追放者は排除された。なお、ここでは、会長だけが対象になったのではなく、会長、副会長から書記、会計までもふくむ役員が対象になっている。

二 初期PTAの実情

急速なPTAの結成

さて、前記のごとき、初期の啓蒙・普及活動をつうじて、一九四六年末から全国の学校に続々とPTAが結成される。とくに四七年四月から、この年の末までは、毎月二〇〇〇以上のPTAが結成された。⁽²³⁾これは、新学制発足がPTA結成の契機になっていることを示すものであろう。

PTAについて、戦後はじめて勧告されたのが四六年三月のアメリカ教育使節団報告書であった。それからちょうど二年たった、四八年四月一五日の文部省調査（「全国PTA実態調査」）によれば、第一表のごとく、全国小・中・高校の八二%にPTAがつくられたのである。また、この日現在で、連合体ないし連絡協議会をもつ都道府県数は二九にのぼっている。⁽²⁴⁾（会員数は不明）

アメリカのPTAは五〇年の歴史を経過して、なおつぎのような状態であった（一九四七年四月現在⁽²⁵⁾）。

会員数 約四五〇万人

PTA数 二万八千

結成率 全学校の二〇%

日本ではなぜ急速にPTAがつくられたのであろうか。その理由について、当時、文部省の金田智成氏はつぎのよ

第1表

	P T A 結成	後援会・P T A 併存	後援会のまま	両者ともなし
小学校	68%	15%	16%	1%
中学校	67	17	13	3
高等学校	43	35	16	6
平均	65	17	17	1

うにのべている。アメリカ教育使節団報告書、日本教育制度改革に関する極東委員会指令で「P T Aを作れと命令された訳ではなく、政府当局として、P T Aというものが日本の学校に作られたらどうかということを考えて見て、そのためにはそれを充分に研究して見るべく命令されただけなのである。従ってP T Aを日本社会の実情に応じて研究すべき義務はあるわけであるが、それを個々の学校に作る作らないは私ども日本人の自由であると解釈してよいのである。それをはきちがえて、政府当局の単なる照会であるものを『P T Aを作れ』との命令と誤解して、泥縄式にいい加減なものをでっち上げている向きがないともいえない。⁽²⁶⁾」
たしかに占領軍の勧告、示唆を命令に準ずるものとしてうけとり、P T A結成を急ぐという気持は占領下における国民感情として、親や教師の間はかなり強くあったろうと思われる。

しかし、わたしは、単に占領下の国民感情のみに理由を見出すのは片手おちではないかと考える。占領軍のP T A結成に対する熱意もまた異常であったのである。前記の四七年四月におこなった神奈川の講演会では、五人のアメリカ側講師が出席し、全小・中学校から校長、教師代表、父母代表を出席させている。また同県では、あの物資のない時期にスライド、パンフレットをつくり頒布している。こういうなかで、文部省、地方教育行政担当者も啓蒙・普及活動にきわめて熱意を示したのはすでに見たところである。

さて、四八年四月から翌年一月までの間につきの三つのP T A調査がおこなわれた。いまかりに、これらを調査1・2・3とよぶことにする。

調査1⁽²⁷⁾

調査主体 文部省

調査年月日 一九四八年四月一五日現在

調査2⁽²⁸⁾

調査主体 毎日新聞社

調査年月日 一九四八年五月一—一四日

調査3⁽²⁹⁾

調査主体 東京都軍政部教育係

調査年月 一九四九年一月現在

調査1は、もちろんわが国における最初のPTA調査である。調査3は、軍政部が直接都内のPTAを調査したものであり、いかに占領軍がPTAに関心をもっていたかを示す。またこの調査結果報告には、軍政部内担当者のなまの感想が率直に語られていて興味深いものがある。

結成の動機

調査1によれば、結成の動機として、つぎの事項をあげている。いずれも、それぞれの動機をあげたPTA数は不明である。

- 1 従来の父兄会、後援会、保護者会等に対する反省によるもの。
- 2 新しい民主教育に対する熱意にもとづくもの。

3 児童青年の不良化への憂慮から、とくに児童、家庭と学校の連絡の必要性の痛感によるもの。

4 児童青年の福祉増進のために父母と先生の融和協調の必要性の認識にもとづくもの。

これらは、一応PTAの理念に従った事項であるということが出来る。しかし、これらはたて前で、実際には、つぎの回答にみられる動機で結成したPTAが非常に多かったと推定される。

5 その地方の軍政部や行政当局者の指示にもとづくもの

6 その他時流に便乗して、ただ他人が作るから自分も作ろうという無自覚な動機によるもの

7 学校の復旧工事資金の補助のため、乃至は先生の生活の物的援助のため。

7 については、当時、戦災で焼かれたり痛んだ校舎が多く、また戦時中手を入れたことなく老朽化した校舎も数多くあった。そのうえ新制中学の発足で、あらたに中学校を建設しなければならなかった。しかし、政府も地方行政当局も極度の財政難であった。教師の生活も、極端なインフレの進行で、困窮していた。その状況を親としては座視できないという感情をほとんどの父母が抱いたのは当然であった。しかも、PTAの全国的結成の契機となった前記の参考資料「父母と先生の会」では、PTAが「学校設備の改善等について具体的に計画し行動する」「先生の生活を保護することに協力できる」とあった。ここからPTA結成へ向ったケースも多かったであろう。

父母の自主性

調査1の報告で、文部省の金田は、「発起人となったものは、学校側か、さもなければ旧父兄会、後援会の一部役員が圧倒的であって、本当に各父母がPTAというものを理解した上で、民主的に合意と協力で作ったという場合はまれで、一部のごく少数のもの主導的な振舞から出たものが大多数であることは反省を要する今後の問題の一つであ

第2表

加入脱退は自由であるか	自由	980
	否	50
父母は凡て会費を納付するか	納付	716
	否	323

る」とのべている。

したがって、会員の決め方も、同調査で、「従来の父兄会、後援会の会員であったものが、PTAに切替えられたために、そのまま、自動的にPTAの会員に居座ったという場合が殆んどで、さもなくば、児童生徒を学校に上げている家庭の父か母であるものは、既成の事実として、いわば半強制的にPTAの会員にされてしまうという場合が大多数」であるといわれている。ほとんど父兄会、後援会の役員がPTA役員になっていることは、ただかんばんだけをかえたPTAが多数をしめていたということである。加入状況はつぎのとおりである。

個人単位（父か母が個人として） 二〇%

保護者単位（父母がともに） 五四%

世帯単位（父母のいずれか） 二六%

都内を調査した調査3の結果は第二表のとおりで、加入脱退はほとんどが自由とこたえている。しかし、すべての父母に会費をおさめさせているPTAが七〇%近くをしめている。この点について、報告者のヒーザーは、わが国のPTAは「独裁的であり、金集め主義のPTAであります」といっている。

役員の選出と性格

役員選出の方法は、調査2の結果で第三表のようになっていた。この調査では、同じ質問を校長、会長、一般父母におこない、それぞれの回答の比較をおこなっている（かつこ内は内数）。この結果によれば、多くは投票によって会長をえらんでおり、戦後間もない時期である

第3表

回答者	校長	会長	父母
選挙	79.1	79.2	61.0
(一般投票)	52.9	53.8	54.5
(役員会で)	35.2	34.1	31.8
(その他)	11.9	12.1	13.7
推薦	16.2	17.3	27.1
(役員会で)	87.0	83.8	79.0
(その他)	13.0	16.2	21.0
その他	2.4	0.9	0.6
わからない	0.5	—	2.5
無回答	1.8	2.6	8.8

にもかかわらず、民主的手続きを採用しているといえる。しかし、父兄会・後援会の会長がPTA会長になっているのがほとんどであったから、手続きは民主的でもその内実は民主的改革の理念をふまえるものではなかった。

また、同調査で、「会長はだれか」という質問に対する回答は、父母が会長になっているPTAが圧倒的に多いが、父母でも教師でもない「第三者」とこたえているのがかなりある(校長の回答一一・〇%、会長の回答一一・三%、父母の回答六・四%)。

調査3ではPTA役員がだれかをたずねている。その結果はつぎのとおりで、母親はすくなく、教師、校長がかなり多い。また「父兄教師以外のもの」が四一五人おり、父母教師以外の役員がいる学校数が都内で三七四校もある。

父 二七二五人

母 五三九人

教師 一四二二人

父兄教師以外の者 四一五人

学校長 三四九人

この結果について、W・J・ヒューザーは、「理想的な状態は、父親と母親が同数であり、教師はそれより少数であり、教師父兄以外の者は皆無であることがあります。父兄教師以外の者がPTAの役員である場合は大抵これらの人

第4表

	会 費	寄 付 金	事業収入	そ の 他
小 学 校	54%	25%	16%	5%
中 学 校	71	18	9	2
高 等 学 校	81	6	9	4
平 均	69	16	11	4

達は教育に関心を持っているだけでなく、財布の重さでその職についていることを発見します。言葉をかえていえば、これらの人はいわばボスであって自分の意志を学校に強制するためにPTAを利用するのであります」とのべている。

調査1の結果では、役員中に、顧問、相談役、世話役ないしは参与といった役名のもが含まれている。こういう役員をもつPTAが全体の五五%にもぼっていた。婦人の進出は、会長はまれで十指を屈するに足りない。副会長に三〇%、書記に二〇%、会計に二五%、女性がしめていた。

会 計

調査1で、収入のうちわけは第四表のとおりであった。また、会費の月額、平均小学校一五円、中学校二五円、高校三五円である。しかし、これは、会員一名についてなのか、子ども一名についてなのかは不明である。小学校では会費収入がすくなく、それだけ、寄付金、事業収入にたよっているとみることができる。しかし、東京都では、調査3の結果で、月額二六〇五〇円のPTA数が最も多く、ヒーターは、高すぎると指摘している。また、調査1によると、教師が会費を出していないPTAが約七〇%も占めていた。この点でも、後援会、父兄会の体質をそのままひきついでいるPTAが多かったことを物語っている。

調査1によれば、支出は、第五表のごとくになっている。ここで、PTA本来の使途とは、つぎの項目への支出を指す。

- 1 こどもの厚生のための施設事業。

第5表

	本来の用途	会費補助	教員補助	その他
小学校	68%	15%	11%	6%
中学校	67	14	24	5
高等学校	65	7	11	7
小中高平	71	8	15	6

た。そのうち「PTAその他の寄付」は二八億円で一〇%をしめていた。このうち、新制中学の分が二二億円で、これは新制中学に対する国庫支出とほとんど同額であった。⁽³⁰⁾したがって、新制中学の場合、PTAからの寄付が多かったのである。こういうPTAの役割がPTAの性格を決定していった。つまり寄付をたくさん出せる人がPTAにおいて大きな発言力を持ち、いわゆる「ボスPTA」がつくられるのである。わが国PTAは、結成時から、ゆがんだ姿で登場したのである。

- 2 庶務関係のしごと。
- 3 公共費でまかなわれる範囲外の学校の施設備品の充実。
- 4 両親教育のための施設事業。
- 5 PTAの指導者育成のための施設事業

右の「施設事業」の「施設」とは、団体、組織、機関という意味である。したがって、「施設事業」とは「PTA事業」というのと同義である。さて、本来の用途が右のようであるならば、すべてこれに支出すべきははずのものである。しかしながら三〇%近くが公費補助、教員補助に使われている。しかも、報告者である当時の文部省の金田は、「事實は、右表の数字以上であることは確かである。どのPTAをとってみても、概ねの場合、七、八〇(%)の費用はこの公費の補助や教員補助のために使用されているといった方がより真実である」とのべている。

文部省の一九四八年度学校基本調査によれば、公立・私立の旧制中学、青年学校、新制中学から小学校、幼稚園、各種学校までを含む全国の学校経費の総額は約二八〇億円であつ

日本におけるPTAの歴史（その一）

活動内容

活動内容を、多い順に列挙すればつぎのとおりであった（調査1）。

- 1 家庭学校の連絡
- 2 医療、治療
- 3 学校給食への協力
- 4 学校施設の充実、美化、営繕のしごと
- 5 学校図書館、クラス文庫の充実
- 6 PTA精神啓蒙のための資料の刊行
- 7 子供の不良化防止
- 8 各種の諸講演会
- 9 母親学校
- 10 幻燈、映画、紙芝居などの会
- 11 学芸会、展覧会、演芸会、音楽会などの開催
- 12 バザー
- 13 旅行、遠足、ピクニック
- 14 その他

これを見ると、当初の啓蒙資料や極東委員会指令にあった学校管理への参加という項目がないことにまず気づく。

この点に、当時の関係者は注目しなかったのであろうか。そして、後援会、父兄会でおこなわれていた家庭学校の連絡とか、学校にたいする奉仕的活動に重点がおかれていたとみることもできる。かわりにPTA活動にとって重要な成人教育活動は、やや軽視されていたとみなければならない。

批判と対策

こういう状態に対し、父母の側から、つぎのような批判がおこった。いずれも新聞投書である。

「どの学校にもPTAとか母の会が設けられて学校と家庭の連絡を保ち、教育の向上につとめつつあるのは喜ばしい。しかし最近では維持費とか復旧費とかいう名目で寄付をつのる学校が多いが、この場合学校側は父兄側の発案であるかのようにしてPTAを利用し、当然の権利のように寄付を取り立てている場合が多い。……当局はPTAの一部の役員と学校が結び合って、こうしたカラクリの行われていることを知っているだろうか。教育の美名にかくれた悪徳PTAを一掃しなければならぬ。」(武蔵野、岸田隆)⁽³¹⁾

「新年にPTAの委員会を開くため、一人三百円で、総費用二万円。先生方もよんで新年宴会もかねるといふ。学校には図書を買うお金も、便所のくみとり口をなおすお金も、またオルガンをなおすお金もない。私はこのさいこの二万円の金を学校に寄付して、オルガンかなにかの修理代にしておらおうと考へ、委員会は茶菓位にしてすませようと提案したが、一平委員のいうことなどとりあげられず、にぎりつぶされた。私の委員の仕事は予算の丸のみと寄付金集めの下働きだけ。全くはずかしいと思う。」⁽³²⁾

こういうPTAの状況に対し、四八年五月二七日の教育技術連盟主催PTA研究協議会全国大会で、森戸文相はつ

ぎのように語った。

一、新教育の目的を達成するため、青少年を正しく導くための会でなければならぬ。

したがってPTAを教師の物的援護の機関とするだけに終ってはならない。

二、この団体は民主的につくらるべきものであって、強制されてはならない。あくまでも任意のものでなければならぬ。

三、PTAはPもTも即ち父母も教師もあくまで平等の立場に立って教育の目的達成につとむべきものであるから、父母が物的援助をしてボスの存在になって教育を支配しようとしたり、あるいは教師が自己の目的達成のための具に、この会を利用するといったことは絶対に許されないことである。⁽³³⁾

（以下略）

占領軍も、この状況に対して、強力な指導をおこなった。四八年夏（期日不明）、東京都軍政局P・T・デュッペル大尉は都教育局にPTAの案内書「PTAはいかにあるべきか——父母と先生の会の案内書⁽³⁴⁾」を提供した。ここには結成方法、活動内容、運営方法がこまかにのべられ、参考規約も示されている。その「指導原理」にはつぎのごとく書かれていた。

「三 学校での財政的援助は、公共的な事柄であって、その必要な経費は租税によって当てられねばならない。父母および先生の寄付が必要な場合は、それは臨時的な援助とみななければならない。

父母と先生の会は、教育委員会を通じて、社会全体から必要な援助を得るよう世論の喚起に努力すべきである。」
ここでは寄付を禁じてはいない。しかし、公費援助は否定している。この点では、森戸文相のことばよりも鮮明であった。四六年五月のCIE資料「父母教師会」ではPTAの主要活動のひとつとして「学校改善のために資金の調

達」があげられていた。占領軍の指導方針がここで転換したことはあきらかである。

京都府教育部では、四八年一〇月三〇日、京都市御室小学校に対し、非民主的に運営されているという理由で解散を命じ、同校校長には辞職を勧告するという事件がおこっている。⁽³⁵⁾福岡県、熊本県では、軍政部がPTAに対し、PTA規約が「当部に於て承認登録済なることを証明す」という証明書を発行していた。⁽³⁶⁾ こういう極端なことさえおこなわれたのである。

四八年一月一日、都軍政部教育係官は、「BTAという術語はPTA運動の信用妨害のため、共産主義者グループによって独得に用いられたものであるが、いわゆる多くのPTAが東京では『ボス(B)と教師(T)の会(A)』になっていることは不幸な事実である。他の一派は『ベガー(乞食B)と教師の会』として有名である。それは彼らのただひとつの目的がいつも金もうけばかりであるからだ」という談話を発表した。⁽³⁷⁾

その四日後(一月二二日)、同教育係官は、東京の教師はPTAから給料の支払いをうけることを拒否すべきだと勧告した。他方教師の側でも、大阪の新制中学校教員組合は、PTAからの支出拒否をきめ、東京都教員組合も、低い給与は教育予算の増額によって解決すべきだと発表した。⁽³⁸⁾

しかし、その原因である教育予算の改善がすすまなかったため、このようなPTAの状況はなかなか改善されなかったのである。

注

- (1) 『日本教育年鑑』一九八三年版(ぎょうせい)三七九頁。
- (2) 『教育学事典』第五卷(平凡社)、「P.T.A.」の項
- (3) 文部省社会教育局『日本におけるPTA運動の歩み』(一九五〇年)所収。

日本におけるPTAの歴史（その一）

- (4) 文部省社会教育局『PTA参考資料』（一九五七年）六頁。
- (5) 同右、六頁。
- (6) 三井為友「日本におけるPTA史の覚え書（I）」『教育』一九五七年六月号。
- (7) その全文は『近代日本教育史制度史料』（講談社、一九六八年）第二八卷所収。
- (8) 『教育研究事典』（金子書房）「PTA」の項。
- (9) 竹前栄治著『GHQ』（岩波新書、一九八三年）四八―五〇頁。なお四七年初期は、まだ極東委員会が、実質的役割を果した時期であったことがこの本で明らかである。
- (10) 『近代日本教育制度史料』（講談社）第一九卷所収。
- (11) (3)の一八頁所収の訳。
- (12) 神奈川県教育委員会『社会教育十年のあゆみ』二二、一四七頁。
- (13) 日本社会教育学会編『戦後社会教育行政の反省Ⅱ』六頁。
- (14) (4)の七頁。
- (15) 東京教育局「PTAの組織と情況」『教育時報』一号（一九四八年二月）所収。
- (16) (12)の一四八頁。
- (17) (7)の一九頁。
- (18) (7)の一九―二〇頁。
- (19) (3)の三頁。
- (20) (8)に同じ。
- (21) (4)の八頁。
- (22) 金田智成「PTA運動の現状」『社会教育』一九五〇年一〇月号。
- (23) (3)の三三頁の図による。
- (24) (3)の一九頁。
- (25) 金田智成「正しいPTAの運営」『教育時報』九号、一九四八年一〇月。
- (26) 同前。

- (27) 金田智成「PTA運動の現状」『教育と社会』一九四八年二月。筆者は当時文部省内のPTA担当者であったから、この資料によることは適切であると考える。
- (28) 『毎日新聞』一九四八年八月二日。
- (29) W・J・ヒーザー「東京のPTAの現状」『教育じほう』一九四九年五月。
- (30) 『朝日新聞』一九四九年二月八日「寄付TAに泣く」
- (31) 同一九四八年六月三日。
- (32) 同一九四九年二月九日。
- (33) 『資料戦後二十年史』第五卷（日本評論社、一九六六年）一四〇頁。
- (34) 『教育時報』一九四八年九月。
- (35) 『朝日新聞』一九四八年一月二日。
- (36) (13)の四三頁。
- (37) 『朝日新聞』一九四八年二月一九日。
- (38) 同一九四八年二月二三日。